

要 望 書

全国公民館振興市町村長連盟

「公民館の強靱化」について

お願い

平成 25 年 10 月 29 日

全国公民館振興市町村長連盟
会長 前田 穰（宮崎県綾町長）

はじめに

【「公民館の強靱化」について】

「教育」の重要性は周知の事実ですが、すべての国民を対象とした「社会教育」は、その重要性に反して、行政の推進力が十分であるとは言えません。我々、市町村長が地方自治体の責務である「社会教育」を重要視して施策を進め、地方自治法に定める「民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達」を実現するために強力な社会教育体系を構築しようにも、平成9年を最後に施設整備補助金が打ち切られた現在においては、**施設及び人材それらを支える財源が、福祉等の直接支援に莫大な資金が割かれ、絶対的に不足している状態であり、整備拡充もままなりません。**

その一方で、平成24年7月24日に全国市長会から出された提言を見てもわかるとおり、公民館に対して求められる能力は、現に備えているものより「期待」のほうが大きく膨らんでおります。それは**公民館の「対応力の不足による期待の裏切り」となって表面化し、市町村行政の中枢で行う施策から社会教育を外す動きを誘発し、適切な行政執行に対して悪循環を生み出し、結果的に国民生活に著しい不利益をもたらすこととなります。**

公民館は「実生活に即した教育」等を行うことで、「健康の増進」、「情操の純化」を図り、「生活文化の振興」、「社会福祉の増進」に寄与することとなっています。現在、国で検討が進められている**「国土強靱化計画」を實踐する上で、国民生活の「基本的な部分での強靱化」は必要不可欠**です。そのために今回の要望事項は「公民館の強靱化」（公立公民館、自治公民館、類似施設含む）を図ることで、地域社会を強く、逞しくすることに直結しており、その費用対効果は絶大なものがあると考えております。

平成17年度の文部科学省社会教育調査では、公立公民館の延べ利用者数は3億人を超えました。館外の活動で、調査では計上されない分や、そもそも調査に反映されない自治公民館等を含めた場合の数字は、いい意味での想定外の数字が現れることと考えます。また、災害等の対応で、その地域に居合わせた国民が一致団結することは、東日本大震災時でも大きな力を発揮しました。この強大な力を活用せずに、国が健全に成り立つはずもなく、まさに「国策」として公民館等の充実を図るために、以下の6つの項目について国の全面的な支援を賜りたく、ここに強く要望いたします。

記

- ① **公民館等の耐震化を始めとした施設整備等について**
- ② **激甚災害時の公民館等地域施設の復旧支援の拡充について**
- ③ **公民館等地域施設整備に関する地方債への地方交付税の充当について**
- ④ **市町村における社会教育行政の包括的執行について**
- ⑤ **「社会教育主事」の拡充について**
- ⑥ **市町村のインターネット利用促進について**

以上

公民館等の耐震化を始めとした施設整備等について

「公民館」は、あらゆる災害において単なる避難所となるだけでなく、平時から防災教育を行うことで、先に避難した者が、あとから避難してくる者を救う「自助及び共助を増大させる大きな推進力」となっております。また、国民同士の日常的交流を通して人間関係が深められ、互いの顔を見知った状態が保たれることにより、**汎用的な救助システムの効率を大幅に向上させられる強力な避難所機能が確立されます。**

しかし、実際に避難所となる公民館の耐震化の状況は極めて悪く、東日本大震災時には**「多くの住民が避難してきたにもかかわらず、建物の崩落の危険性があったことから避難所として受入ができなかった」**という事例もあります。

災害時には一般に「公助」と呼ばれる「行政の対応」のみで国民の命を救い、財産を守ることはできません。防災及び減災は「地震や竜巻のように急激に襲われるもの」、「津波のように僅かな時間をおくもの」、「台風のように襲来を予見できるもの」を問わず、行政による対応策を適時適切に速やかに行う準備をすることが重要です。行政から避難指示等が出されたときや国民自身が不安に感じたときに真っ先に避難できる状態を保つことこそが「率先した避難者であれ」という言葉が表すように災害回避には極めて有効であり、その実現を図るための公民館の避難所機能の整備及び強化は防災施策の最優先課題です。

防災及び減災に直結する公民館の耐震化に、早急な対策を講ずる必要があるため、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

国民の命を守るために、公民館等の社会教育を行う地域施設の「耐震化率 100%」を早期に実現すること

以上

激甚災害時の公民館等地域施設の復旧支援の拡充について

我が国では、大きな傷跡を残す自然災害が頻発しております。今年も豪雨により山口県萩市を中心に公民館を含めて大きく被災しました。豪雨被害は雨雲の発生とともに、日本全国で都市部や中山間地域を問わず、日本全国に及んでいます。

しかし、現状の激甚災害時の国の支援は、国民に最も身近な施設であり、最優先で復旧すべき対象の一つである公民館等地域施設が後回しになっております。激甚災害法においては「本激」の指定をされないかぎり、国の迅速かつ本格的な支援を受けることができません。しかし、地図上では局地的な被害であっても、それぞれの地域からすれば大災害となり、建物の復旧となれば地方財政では対応しきれない現実があります。

このような事態において、被災した国民に十分な心配りができる公民館があれば、互いに支え合い、気力や体力にも大きな好影響をもたらし、その後の復旧復興のスピードにも大きく影響してくるものと考えています。そのために、本激指定、局激指定等を問わず、公民館等に対して、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、最優先で復旧させる施設等のひとつに公民館等の社会教育を行う地域施設を位置づけること

以上

公民館等地域施設整備に関する地方債への地方交付税の充当について

「公立社会教育施設整備費補助金」が平成 10 年に廃止となるまでの長い間、公民館の設置について前向きな状況が続いていました。しかし、最盛期で公立公民館数は 18,257 館を数えるまでになりましたが、それでも社会教育行政を執行する上では質及び量ともに不足しています。**社会教育は、市町村行政全体で責任をもって執行する必要がある**ことから、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

公民館等地域施設の施設整備に関する地方交付税における地方債への充当について「100%の充当」を可能とすること

以上

市町村における社会教育行政の包括的執行について

市町村長のもとに有能なブレーンを配置することは、市町村行政の適切な執行において大きな力となります。現状はそれぞれの長の判断で必要と思われる人材を配置していますが、社会教育については教育委員会所管ということもあり、優先順位が必ずしも高くありません。しかし、地域産業、公衆衛生、福祉等、すべての分野においてそれらに関わる社会教育活動を公民館等で行うことは最も効率的であり、本来市町村行政全体で十分に行われてしかるべきものと考えております。市町村における社会教育行政が総合的・包括的に執行されるために、有能な人材配置を実現すべく、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

地域産業、公衆衛生、福祉等、市町村行政が担うすべての分野において、社会教育に立脚した施策提案ができるアドバイザーを市町村長のもとに配置をすること

以上

「社会教育主事」の拡充について

社会教育は市町村の責務として、適切に執行しなければならないものであるとともに、社会教育は広範囲な分野で行われるため、「社会教育を行う者に専門的技術的な指導と助言を与える（社会教育法第9条）」と定められている「社会教育主事」は市町村全体のあらゆる分野で活躍できる能力を持った人材であると考えています。その高い能力と職責を市町村行政において最大限活用するために、社会教育主事の「配置についての柔軟な対応」、「保持する能力水準の向上」、「必置の強化」を実現するため、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度の改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りませうようお願い申し上げます。

記

- (1) 「社会教育主事」の能力を広く活用するために、配置を教育委員会事務局のみに限定することなく、柔軟な対応を可能とすること
- (2) 「社会教育主事講習」について、その能力の育成のために社会教育主事講習の内容を強化すること及び同講習への行政職員の参加を促進すること
- (3) 日本国内すべての地域で国民が十分な社会教育を享受できるよう、「前2項の社会教育主事の権能強化を図った上」で、社会教育主事の必置規定の順守を強く推進すること

以上

市町村のインターネット利用促進について

高度情報化された現在においては、インターネットサービスを社会教育の分野でも有効活用することが求められます。大きな災害時においても「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」による交流が大きな力を発揮しました。これを公民館で活用する場合、配置された職員がインターネットサービスを日常的に活用し、慣れていく環境整備が必要です。

しかし、実際に公民館を含めて行政職員がインターネット利用を試みる場合に、**多くの重要情報を有している地方自治体ではセキュリティ対策の観点から、多くの制限を設けており、有効活用の阻害要因の一つ**となっております。さらに、常に進化を続けるインターネットの安全かつ積極的な活用については、市町村で独自に対処することは困難であるため、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- (1) **市町村のインターネット環境について、安全かつ積極的な活用が促進されるようなモデルケースの構築を行い、広く普及させること**
- (2) **上記（1）を市町村が導入する場合について、費用負担の軽減を図ること**

以上

全 国 公 民 館 振 興 市 町 村 長 連 盟

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-8 飯島ビル3階
電話：03-3539-1005 FAX：03-3501-3481
e-mail：master@koshinren.jp web：http://koshinren.jp/
